



鳥取県公報

平成 22 年 8 月 27 日 (金)
第 8 2 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による診療所の休止の届出 (526) (福祉保健課) 2
開発行為に関する工事の完了 (527) (西部総合事務所生活環境局) 2

告 示

鳥取県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	休止年月日
みのりクリニック	倉吉市福守町406-4	平成22年7月31日

鳥取県告示第527号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成22年8月27日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成21年12月24日 鳥取県指令第200900153580号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市財ノ木町字上灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取県米子市淀江町西原1162-1
有限会社松澤組 代表取締役 松澤 弘一